

Ⅱ 福祉サービスについて

※難病等の方々も障害福祉サービス等の対象となっております。
詳細については、福祉政策課障がい福祉係までお問い合わせください。

支援制度

No	種 類	内 容	対 象 者	申請に必要なもの	備 考
1	自立支援医療 (更生医療)	身体の障がいを軽くしたり除去するための医療を給付する。	18歳以上の身体障害者手帳を有する方で、医療を行うことにより障がいを軽減又は改善するなどの治療効果が期待できると医師が認めた方。	* 申請書 * 印鑑 * 身体障害者手帳 * 意見書 * 保険証 ※1 * 年金受給額が確認できるもの * 特定疾病受給者証（透析のみ） * マイナンバーカード又は通知カード * 本人確認書類（個人番号カード、運転免許証など）	・ 青森県障害者相談センターの判定が必要 ・ 原則として医療費の1割の医療負担あり ・ ただし、医療保険世帯の住民税額等に応じて上限額を設定 ・ 指定医療機関のみ利用可
	自立支援医療 (育成医療)	身体の障がいを軽くしたり除去するための医療を給付する。	18歳未満の身体に障がいのある児童や疾患を放置した場合に障がいを残すと認められる児童で、医療を行うことにより障がいを軽減又は改善するなどの治療効果が期待できると医師が認めた方。	* 申請書 * 印鑑 * 意見書 * 保険証 ※1 * 保護者の年金受給額が確認できるもの * 特定疾病療養受給者証（透析） * マイナンバーカード又は通知カード * 本人確認書類（個人番号カード、運転免許証など）	・ 治療用装具等の給付も含む ・ 原則として医療費の1割の医療負担あり ・ ただし、医療保険世帯の住民税額等に応じて上限額を設定 ・ 指定医療機関のみ利用可
	自立支援医療 (精神通院医療)	精神疾患にかかる通院医療費の負担軽減を図る。	精神疾患のため通院（往診、デイケア、訪問看護、てんかんの治療、薬代も含む）している方。	* 申請書 * 自立支援医療（精神通院）診断書 * 保険証 ※1 * 年金受給額が確認できるもの * マイナンバーカード又は通知カード * 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）	・ 原則として医療費の1割の医療負担あり ・ ただし、医療保険世帯の住民税額等に応じて上限額を設定 ・ 有効期間は1年（更新は有効期限3ヶ月前から手続き可能）

※1、健康保険証について…保険証の代わりに、保険資格者証や、スマートフォン等を用いたマイナポータル画面の提示でも手続き可能です。いずれの方法も難しい場合は、福祉政策課にご相談ください。

支援制度

No	種 類	内 容	対 象 者	申請に必要なもの	備 考
2	補装具費の支給	身体上の障がいを補うための用具の購入、借受け又は修理（義肢・装具・座位保持装置・補聴器・車いす・重度障害者用意思伝達装置など）に要する費用の支給を行う。	身体障害者手帳を持っている方で、障がいに関わる補装具の必要な方。	* 申請書 * 身体障害者手帳 * 意見書（診断書）（補装具の種類により必要となる場合がある） * 見積書 * マイナンバーカード又は通知カード * 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）	・ 事前に申し込みすること ・ 利用者負担が原則1割負担 ・ 世帯の前年度の住民税額等に応じて月額負担上限額の設定 ・ 補装具の種類により青森県障害者相談センターの判定が必要となる場合あり ・ 一部補装具については、介護保険による福祉用具の貸与が優先される場合あり
3	自立支援給付	①介護給付 ・ 居宅介護（ホームヘルプサービス） ・ 重度訪問介護 ・ 行動援護 ・ 同行援護 ・ 療養介護 ・ 生活介護 ・ 短期入所（ショートステイ） ・ 重度障害者等包括支援 ・ 施設入所支援 ②訓練等給付 ・ 自立訓練 ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援 ・ 共同生活援助（グループホーム） ・ 就労定着支援 ・ 自立生活援助	18歳以上の障がい者 （サービスを利用される本人の障がい状況や程度を調査します） （介護保険のサービスが優先される場合があります）	* 申請書 * 各種障害者手帳 * 年金受給額が確認できるもの * 同意書 * 保険証 ※1 * マイナンバーカード又は通知カード * 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）	・ 原則として1割の自己負担あり ※各サービスの詳しい内容は、15ページをご覧ください。
4	障害児通所支援	・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援	18歳未満の障がい児 （サービスを利用される本人の障がい状況や程度を調査します）	* 申請書 * 各種障害者手帳等、障がい状況が確認できるもの * 同意書 * 保険証 ※1 * マイナンバーカード又は通知カード * 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）	・ 原則として1割の自己負担あり ・ ただし、世帯の住民税額等に応じて上限額を設定 ※各サービスの詳しい内容は、15ページをご覧ください。

日常生活の充実のための制度

No	種 類	内 容	対 象 者	申請に必要なもの	備 考
5	移動支援事業	障がい者等の外出における個別への移動支援を行う。	障害者手帳所持し、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方。 (重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援のサービスを受けることができる方は除く)	* 申請書 * 各種障害者手帳 * 障害福祉サービス受給者証	・ 原則として1割の自己負担あり ・ ただし、世帯の住民税額等に応じて上限額を設定
6	日中一時支援事業	障がい者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練等を行う。	障害者手帳を所持し、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方。	* 申請書 * 各種障害者手帳 * 障害福祉サービス受給者証	・ 原則として1割の自己負担あり ・ ただし、世帯の住民税額等に応じて上限額を設定
7	地域活動支援センター事業	障がい者等の地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図るものとする。	障害者手帳所持者	* 申請書 * 各種障害者手帳	無料（昼食代・材料費等の実費負担あり）
8	相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う。	障害者手帳所持者	* 申請書 * 各種障害者手帳	無料
9	住宅入居等支援事業	入居に必要な調整等を行うものとする。 ① 不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主等との入居契約手続き支援に関する業務 ② 利用者の生活上の課題に対し、緊急に対応が必要となる相談支援、関係機関との連絡・調整等に関する業務	障害者手帳所持者	* 申請書 * 各種障害者手帳	無料
10	成年後見制度利用支援事業	申立に要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬について、その全部または一部を助成する。	愛護手帳 A 又は、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる方。	* 申請書一式 （各添付資料要） * ハンコ * 各種障害者手帳 * 通帳	助成上限額 在宅 28,000円 施設 18,000円

日常生活の充実のための制度

No	種 類	内 容	対 象 者	申請に必要なもの	備 考
11	訪問入浴サービス事業	身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する。	身体障害者手帳1・2級	* 申請書 * 身体障害者手帳 * 障害福祉サービス受給者証	・ 原則として1割の自己負担あり ・ ただし、世帯の住民税額等に応じて上限額を設定
12	日常生活用具の給付・貸与	① 在宅の重度の障がい者の生活の便宜を図るため、生活用具を給付または貸与する（盲人用時計・聴覚障害者用通信装置・歩行支援用具・ネブライザーなど） ② 住宅改修は、在宅重度障がい者（児）の住環境の改善及び生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付する。	① 在宅の重度の障がい者又は、直腸・ぼうこう機能障がいの方（ただし、品目によって給付対象が定められています） ② 下肢・体幹等運動機能障がい（移動機能障がいに限る）の3級以上	* 申請書 * 身体障害者手帳又は愛護手帳 * 見積書 * 意見書（要件による）	・ 原則1割負担（ただし、世帯の住民税額等に応じて上限額を設定） ・ 一部品目については介護保険が優先されるため、介護保険に該当する方は給付を受けられない場合があります。 ※詳しくは17ページをご覧ください。
13	職親制度	知的障がい者を一定期間職親に預け、生活指導・技能習得訓練等を行うことにより、雇用促進と職場における定着性を高める。	愛護手帳所持者であり、日常生活や作業においておおむね自立している方。	* 愛護手帳 * ハンコ	障がいの状況や、職親の仕事の状況によっては受入不可能であったり、すぐに利用できずにお待ちいただく場合があります。
14	福祉タクシー事業	在宅重度心身障がい者の社会参加のために使用するタクシーの料金の一部を助成する。	・ 身体障害者手帳1級 ・ 愛護手帳A ※自動車税減免措置を受けている方、入院中・入所中の方を除く。	* 申請書 * 各種障害者手帳	・ 五所川原市から指定されているタクシー会社等で利用できます。 ・ チケットは1ヶ月あたり2枚
15	身体障害者自動車運転免許取得の助成	身体障がい者が教習所において訓練を受ける自動車の運転免許を取得により就労が見込まれる場合、取得に要する費用の一部を助成する。	身体障害者手帳所持者	* 申請書 * ハンコ * 身体障害者手帳 * 運転免許証 * 教習実績書 * 通帳（本人名義のもの）	・ 免許証交付を受けてから6ヶ月以内に申し込みすること ・ 上限月額 100,000円

日常生活の充実のための制度

No	種 類	内 容	対 象 者	申請に必要なもの	備 考
16	身体障害者自動車改造費の助成	身体障がい者が就労にともない自動車を取得する場合、その自動車を改造する経費の一部を助成する。	上肢、下肢又は体幹機能障がい者であって、就労に伴い自らが所有し運転する自動車の操行装置および駆動装置等の一部を改造を要する方。	* 申請書 * ハンコ * 身体障害者手帳 * 見積書 * 運転免許証 * 車検証 * 通帳（本人名義のもの）	・ 事前に申し込みすること ・ 所得による制限あり ・ 支給上限額 100,000円
17	生活訓練等事業	障がい者が他の市町村の地域活動支援センター等を利用し、日常生活上必要な訓練・指導等を受けることにより社会復帰の促進を図る。	障害者手帳所持者	* 申請書 * 各種障害者手帳	無料
18	声の広報	「広報ごしょがわら」をCDに吹き込み「声の広報」として自宅へ郵送する。	視覚障がい者1・2級	* 登録申出書	無料
19	意思疎通支援者派遣事業	手話通訳及び要約筆記を必要とする方に手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。	聴覚障がい者等	* 派遣申出書	・ 派遣場所は県内の公共施設等 ・ 事前に申し込みすること ・ 手帳所持の方の利用登録が必要
20	・ メール119 ・ Net119	緊急通報を行う場合の補助手段 ■メール119 携帯電話機やインターネット端末機から電子メールを利用して、119番通報できる。 ■Net119 携帯電話やスマートフォンのインターネット接続機能を利用して、簡単な画面操作で119番通報ができるシステム。	聴覚又は言語機能に障がいのある方。	* 利用登録申込書	・ 事前に利用登録をすること ・ 詳しくは五所川原地区消防事務組合消防本部指令課へ
21	避難行動要支援者登録	大きな災害が発生したときに、自力で避難することが困難な方などを事前に名簿へ登録し、地域ぐるみで避難行動要支援者を支援する体制を整備するもの。	・ 身体障害者手帳1・2級 ・ 愛護手帳A ・ 精神手帳1級 ・ 在宅酸素利用者 ・ 人工透析利用者 ・ その他市長が必要と認める方	* 申請書	・ 詳しくは福祉政策課福祉総務係、又は地域の民生委員児童委員へ

手当や年金に関する制度

No	種 類	内 容	対 象 者	申請に必要なもの	備 考
22	特別障害者手当	精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者（20歳以上）に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図る。	精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者。	* 申請書 * 医師の診断書（指定様式） * 年金証書（受給者のみ） * 通帳（本人名義のもの） * マイナンバーカード又は通知カード * 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）	・ 手当月額29,590円（令和7年4月現在） ・ 所得による制限あり ・ 障害者手帳の交付を受けていない方でも申請可能です。
23	障害児福祉手当	重度障害児（20歳未満）に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図る。	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者。	* 申請書 * 医師の診断書（指定様式） * 年金証書（受給者のみ） * 通帳（本人名義のもの） * マイナンバーカード又は通知カード * 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）	・ 手当月額16,100円（令和7年4月現在） ・ 所得による制限あり ・ 障害者手帳の交付を受けていない方でも申請可能です。
24	重度心身障害者医療費助成制度	一定要件に該当される心身障がい者（児）の方が病気・ケガなどで保険医療機関等で受診されたときの医療費の自己負担を助成する。	65才未満の、身体障害者手帳1～3級（ただし、3級は内部障がいのみ）、愛護手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持している方。	* 申請書 * 各種障害者手帳 * 通帳 * 健康保険証 * マイナンバーカード又は通知カード * 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）	・ 所得による制限あり（課税世帯は1割の自己負担あり）
25	障害基礎年金	国民年金に加入している期間中にかかった病気やケガにより障がいを持つことになった人に対し、年金を支給する。	国民年金法施行令で定める障害等級表による保険料の納付要件あり	詳しくは、市役所国保年金課国民年金係へお問い合わせください。	
26	特別児童扶養手当	心身に障がいのある児童を監護、養育している方に手当を支給する。	障がい児を養育している保護者	詳しくは、市役所子育て支援課手当医療係へお問い合わせください。	
27	心身障害者扶養共済	心身障がい者（児）を扶養している人が死亡した後の障がい者の生活の安定を図るため、扶養者が生存中毎月掛金を拠出し、死亡等の後に残された障がい者に対し終生年金を支給する。	65才未満の健康な方（特別の疾病・障害がない方）で次の障がい者を現に扶養している保護者 ①知的障がい ②身体障害者手帳1～3級 ③精神又は身体に永続的な障がいがあり、①・②と同程度と認められる方	* 申請書 * ハンコ * 各種障害者手帳 * 住民票謄本 * 身分証明書 * 通帳	

各種減免・割引等制度

No	種 類	内 容	対 象 者	申請に必要なもの	備 考
28	駐車禁止規制除外指定	必要に応じ駐車禁止区域内(法定禁止区域内を除く)でも駐車できる標章を交付する。	障害者手帳の交付を受けている歩行困難な方。	詳しくは警察署にお問い合わせください。	五所川原警察署 〒037-0046 五所川原市栄町6-1 電話 0173-35-2141 (代)
29	バス、タクシー運賃の割引	障がい者本人が乗車したバス、タクシー運賃が割引される。 (ただし、精神障がい者はバス運賃のみ)	障害者手帳所持者	申請不要 ※乗車時に手帳を提示してください。	バス料金は5割引(定期券は3割引)、タクシー料金は1割引になります。 ※詳しくは各社へお問い合わせください。
30	国内航空運賃の割引	身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者に対し国内航空運賃が割引される。	12才以上の手帳の所持者(本人及び介護者)	申請不要 ※チケット発売窓口到手帳を提示し購入してください。	各社・各路線ごとに異なりますので、詳しくはチケット発売窓口にて直接お問い合わせください。
31	J R 運賃の割引	身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者所持者に対しJ R 運賃が割引される。 【割引率 50%】	【普通乗車券の場合】 ① 第1種の手帳の所持者(本人及び介護者) ② 第2種の手帳の所持者(本人のみ) 【定期乗車券の場合】 ① 第1種の手帳の所持者(本人及び介護者) ② 第2種の12才未満の手帳の所持者(本人及び介護者) 【回数乗車券の場合】 第1種の手帳の所持者	申請不要 ※チケット発売窓口到手帳を提示し購入してください。	乗車券の種類によっては距離等により割引の適用除外となる場合もございますので、詳しくは各発売窓口へお問い合わせください。 ※ 精神障害者保健福祉手帳の「えきねっと」との連携は、令和8年6月開始予定です。

各種減免・割引等制度

No	種 類	内 容	対 象 者	申請に必要なもの	備 考
32	自動車有料道路 通行料金の割引	割引率50%	【本人運転の場合】 ① 身体障害者手帳所持者 【介護者運転の場合】 同乗者は、第1種の手帳の所持者 ① 視覚・聴覚障がい者 おおむね1～4級 ② 肢体不自由者 おおむね1～3級 ③ 内部障がい者 おおむね1～4級 ④ 愛護手帳A	* 各種障害者手帳 * 車検証 * 免許証 【ETCを使用する方のみ】 * ETCカード * ETC車載器セットアップ申込書・証明書	・申請時に受付にて障害者手帳にシールを貼ります。 ・障がいの状況によっては対象にならない場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。 ・ETCを利用しない場合、車を所有していなくても申請可能です。障害者手帳と免許証をお持ちください。 ・オンライン申請も可能となりました。詳しくはネクスコ東日本等のホームページをご覧ください。
33	NHK放送受信料 の減免	全額免除 ----- 半額免除	障害者手帳所持者のいる生活保護受給世帯、又は住民税非課税世帯手帳所持者が世帯主かつ契約者で下記のいずれかに該当する場合 ① 視覚・聴覚障がい者 ② 身体障害者手帳の1・2級 ③ 愛護手帳のA ④ 精神障害者保健福祉手帳の1級	* 各種障害者手帳 * ハンコ	・申請時に受付にて免除申請書を発行します。 ・放送受信料関係のお問い合わせ、免除申請書等の送付は下記までお願いします。 〒030-8633 青森市松原二丁目1-1 NHK青森放送局 営業部 TEL 017-774-5116
34	NTT無料番号案内	「104」番号案内が無料で受けられる。	① 視覚障がい者 1～6級 ② 聴覚障がい者 2・3・4・6級 ③ 肢体不自由者 1・2級 ④ 音声・言語・そしゃく機能 3・4級 ⑤ 愛護手帳所持者 ⑥ 精神障害者保健福祉手帳所持者	* 各種障害者手帳 * 申込書	申し込みは直接NTT窓口へお願いします。 TEL 0120-104-174
35	携帯電話使用料割引	基本料金、通話料などの割引が受けられる。	障害者手帳所持者	* 各種障害者手帳 * 住所が確認できるもの	割引率等は各社で異なりますので、詳しくは各販売店にてお問い合わせください。
36	青森県立図書館障害者等配本サービス	本を無料で宅配により貸し出しが受けられる。	① 両下肢・体幹・移動機能障がい者の1・2級 ② 内部障がい者 1～3級 ③ 愛護手帳A	* 各種障害者手帳の写し ※利用者登録が必要です。	詳しくは青森県立図書館へお問い合わせください。 TEL 017-739-1456